

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第103号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月14日 04時45分ごろ	
発生場所	愛媛県宇和島市宇和島港 榑崎防波堤灯台から真方位014° 420m付近 (概位 北緯33° 13.8′ 東経132° 33.1′)	
事故等調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十一 <sup>すみほう</sup> 住宝丸、322トン 129034、住宝丸活魚運搬株式会社 B 貨物船 ニューたいこう、199トン 134096、広田海運有限会社	
乗組員等に関する情報	A 無人（着岸中） B 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部の塗装はく離 B 左舷船尾ハンドレール曲損等	
事故等の経過	B船が、荒天避泊のため右舷錨を投下して錨鎖を2.5節伸出し、主機を停止した状態で当直を実施せずに錨泊していた。B船は、事故発生の約1時間前から吹き出した西北西の強風により走錨して東南東に圧流され、平成21年3月14日04時45分ごろ、B船の左舷船尾と同港榑崎岸壁2号に船首をほぼ西に向けて船尾着け係留していた無人のA船の右舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 8	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	B船は、錨泊当直を実施していなかったため、走錨したことに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、B船が宇和島港において錨泊中、A船が岸壁に船尾着けで係留中、B船が西北西の強風により走錨した際、錨泊当直を実施していなかったため、走錨したことに気付かずに東南東に圧流され、A船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	